

遅延証明書

令和 8 年 9 月 4 日 (金)

9 時 ~ 10 時 の間、最大で以下の通り遅れたことを証明します。

ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

① 系統 (上り ・ ② 下り)

遅延時分 : 0 時間 20 分

鹿児島市交通局 電車事業課

<ご利用上の注意>

- ・ 本証明書は、10分を超える遅延が発生した場合に5分単位に切り上げて発行します。
※ 例：15分（実際の遅れ11～15分）、20分（実際の遅れ16～20分）
- ・ 本証明書は発生した最大の遅延時間を証明するものであり、個々の電車の遅延時間を証明するものではありません。
また、お客様が乗車されたことを証明するものではありません。
- ・ 本証明書は電車の遅延のみを証明するものであり、遅延によりお客様に生じた損害を賠償することを証明するものではありません。
また、遅延のため他の交通機関を利用された場合や、予定していた交通機関（バス・新幹線・飛行機等）をご利用になれなかった場合でも、補償等はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本証明書を無断で転載及び複写並びに体裁を変更するなどしてホームページ等で公開することを固く禁じます。